

ユーカリが丘二丁目自治会会則

第1条（名称及び事務所）

この会は、ユーカリが丘二丁目自治会と称し、事務所は会長宅に置く。

第2条（会員）

この会の会員は、原則としてユーカリが丘二丁目に居住する者を対象とし、新たに会員資格を取得、又は喪失した者は、7日以内に書面によりその旨を本会に届出るものとする。

第3条（目的）

この会は、会員相互の親睦及び会員の共同の利益を維持増進し、社会環境の浄化向上に努め、明るい住みよい町造りに寄与することを目的とする。

第4条（事業）

この会は、第3条の目的を達成するため、次の事業（各種会及び委員会の設置を含む。）を行う。

1. 会員の親睦及び福祉、文化の向上に関すること。
2. 防犯、防災、保健衛生、除草等の環境の整備に関すること。
3. 集会所、街路灯、その他公共施設の管理に関すること。
4. 広報に関すること。
5. その他この会の目的を達成するために必要と認められること。

第5条（組織）

1. この会の会員の居住区域を10～30戸を単位とする班に区分し、それぞれの班に班長を置く。なお、班の区域は別に定める。
2. この会は、4～6の班で1つのブロックを構成し、各ブロックごとに班長の互選により1名のブロック長を置く。
3. この会は、必要に応じて評議員を置く。

第6条（役員）

この会に次の役員を置く。

会 長	1 名	副会長	2 名	会 計	2 名
書 記	2 名	総務部	2 名	環境部	2 名
				文化部	4 名

第7条（役員及び班長・評議員の選出等）

役員及び班長・評議員の選出は、次により行う。

1. 役員は、役員選出委員会において会員中より選出し、総会で承認を得るものとする。
2. 班長は、原則として輪番制とする。
3. 評議員は、必要に応じて会長が役員会に諮り委嘱する。

第8条（役員の業務）

役員の業務は次のとおりとする。

1. 会長はこの会を代表し、会務を統括する。
2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはこれを代行する。
3. 会計は、この会の会計業務を処理する。
4. 書記は、この会の議事録、活動記録の作成を行う。
5. 総務部、環境部、文化部は、全般的事項の具体的推進を諮る。
6. 評議員は、特別の事項について、会長の諮問に応える。

第9条（班長の業務）

班長は各班を代表し、会務を処理する。

第10条（役員及び班長等の任期）

役員及び班長等の任期は、次のとおりとする。

1. 役員の任期は1年とするが、再任を妨げない。ただし、欠員補充の場合は、前任者の残任期間とする。
2. 班長の任期は半年（4月～9月、10月～3月）とする。ただし、班長が任期途中において会員たる資格を喪失した場合は、次期の班長が残任期間を併せて行うものとする。

第11条（会議）

この会の会議は、次のとおりとする。

1. 定時総会：会計年度終了後、1ヶ月以内に招集する。
2. 臨時総会：会長が必要と認めたとき、又は会員の3分の1以上の同意を得て招集を請求したとき。
3. 役員会：役員をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集して、本会の運営並びにその他の重要事項について審議する。
4. 委員会：役員及び班長をもって構成し、会長が必要と認めたときに招集する。
5. 班長会：班中の会員をもって構成し、班長が会長の指示により、又は必要と認めたときに招集する。

第12条（総会の成立）

総会は、会員の2分の1以上（委任状を含む。）の出席がなければ成立しない。

第13条（議事の可決）

総会の決議又は承認は、出席会員の過半数の同意を必要とする。

第14条（付議事項）

次の事項は、総会に付議しなければならない。

1. 会則の改正
2. 会務及び決算報告
3. 新年度事業計画及び予算
4. 役員の選任及び解任
5. その他必要と認める事項

第15条（経費）

この会の経費は、会費、寄付金、その他の収入をもって充てる。

第16条（会費）

1. この会の会費は、月額300円とする。
2. 転入の場合は、入会の翌月から会費を納めるものとする。
3. 転出の場合は、転出月までの会費を納めるものとする。
4. ユーカリ地区内に2軒目として店舗を有する会員の会費取り扱いは次による。
 - ① 任意であるが、賛助会費として自治会費と同額の納入をお願いする。
 - ② 賛助会員には回覧を回さない、しかし、ゴミ集積場を使用する場合はゴミ当番の役務は果たすものとする。
 - ③ アパートの所有者、又は賃借人（どちらか）は自治会費を納めるものとする。ゴミ当番の役務は果たすものとする。

第17条（会計年度）

この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月末日までとする。

第18条（会計監査）

会計監査は、この会及び街路灯維持管理の会計業務を監査する。

第19条（会計監査の選出等）

会計監査は2名とし、総会において会員中より選出する。ただし、会計監査が任期途中において会員たる資格を喪失した場合、その残存期間の会計監査は役員会において決定し、次期総会において報告する。

第20条（その他）

第4条に規定する事業の円滑な運営を図るため、その運営方法等を別に定めることができる。

附 則

この会は、昭和 5 7 年 3 月 1 日から施行する。

(昭和 5 9 年 4 月 2 2 日 定時総会で一部改正)

(昭和 6 1 年 4 月 6 日 定時総会で一部改正)

(昭和 6 3 年 4 月 2 日 定時総会で一部改正)

(平成 1 0 年 1 0 月 3 日 定時総会で一部改正)

(平成 1 2 年 4 月 2 日 定時総会で一部改正)

(平成 1 4 年 4 月 7 日 定時総会で一部改正)

(平成 1 5 年 4 月 6 日 定時総会で一部改正)

(平成 1 6 年 4 月 4 日 定時総会で一部改正)

(平成 2 3 年 4 月 3 日 定時総会で一部改正)